

信州型フリースクール認証制度 Q&A

更新日
2024/4/4

県民文化部子ども若者局次世代サポート課

項目	質問内容	回答
1 現況	・不登校児童生徒を取り巻く状況はどうなっていますか？	・本県の不登校児童生徒数（小中学校）は以下のとおりです。 …R4：5,735人（H29：2,587人）→5年間で2.2倍に増加、過去最多 …児童生徒1,000人当たりでは36.9人で全国（31.7人）を大きく上回り、全国で5番目に高い割合
2 現況	・フリースクール等民間施設はどのような役割を果たしていますか？また、状況はどうなっていますか？	・フリースクール等民間施設（以降「フリースクール」という。）は、増加する不登校児童生徒等に対する多様な学びの場（学びの選択肢）の確保のために重要な役割を果たしている一方で、運営基盤が脆弱なこと等の課題を抱えているケースが散見されます。 ・なお、県で把握している県内民間施設の利用者は以下のとおりです。 …R4：396人（H29：94人）→5年間で4.2倍に増加、過去最多
3 制度の趣旨等	・信州型フリースクール認証制度の趣旨や、フリースクールを認証する意義は何ですか？	・フリースクールが、子どもたちの置かれている状況やその希望をくみ取り、不登校児童生徒等の学びを保障し、社会的自立等を支援していくためには運営の安定化が必要です。 ・そのために、「信州の豊かな環境を活かしながら取り組む多様性に富んだ学びの場」として、一定の基準を満たすフリースクールを県が認証して必要な支援を行います。
4 制度の趣旨等	・本制度はどのような過程で認証されますか？	・フリースクールからの認証申請を受け付け、書類審査・現地確認等、一定の手続きを経た上で、認証懇談会による有識者の意見を踏まえて認証します。
5 制度の趣旨等	・認証懇談会はどのような方々で構成されますか？	・学識経験者、教育関係者、NPO支援団体等により構成されます。
6 制度の趣旨等	・信州型フリースクール認証制度により、長野県が目指す姿は何ですか？	・まずは、不登校児童生徒等、必要な児童生徒が過度な負担なくフリースクールに通えるよう、身近な場所で「多様な学びの選択肢（場）が増えること」、また「そうした学びの場の情報が広く県内に行き渡っている状況」を目指します。 ・次の段階としては、多くの市町村に認証フリースクールを広げ、「フリースクール職員の支援体制、居場所や学びの質が担保されている状況（全体の底上げ）」を目指します。
7 制度の趣旨等	・「子どもの社会自立」の具体的な姿をどのように考えていますか？	・自立の在り方は一様ではなく、一人一人の置かれた環境や状況により判断が異なるものですが、他者と連携・協働しながら社会に参画している姿と捉えています。 ・本制度による居場所や学びの場の確保・充実に加え、本県や様々な関係機関による子ども・若者への支援施策全般を通じて、将来的な引きこもり、ニートや発達障がい等の特性への理解や支援の不足によって、長期に悩みを抱える県民の増加に歯止めをかけることを目指しています。

項目	質問内容	回答
8 制度の趣旨等	<p>・信州型フリースクール認証制度のポイントは何ですか？</p>	<p>本制度のポイント（主な特徴）は以下となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「出席扱いとなる利用児童生徒がいることは原則問わない」 ②「地域・社会資源（自然・歴史・文化・人材）の活用を推奨」 ③「居場所と学びの各々の役割に応じて認証を類型化」 ④「研修、情報発信、連携促進等、運営をトータルで支援」 ⑤「創設以降も、こども・若者と共に育てる制度を目指す」
9 制度の趣旨等	<p>・憲法第89条では、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し又はその利用に供してはならない。」とありますが、これを踏まえて行政によるフリースクールへの支援はどう整理していますか？</p>	<p>・県が設定する基準を満たす民間施設を信州型フリースクールとして認証し、認証を受けた施設に対して予算の範囲内で財政支援を行う仕組みです。</p> <p>・この認証手続きを経ることで、公の支配に属するものとして整理しています。</p> <p>・また、認証の段階での判断のほか、予め要綱等で示す一定の要件により認証の取消を可能とすることで、厳正な制度運用を行うことができるものと判断しています。</p>
10 制度の趣旨等	<p>・他の都道府県や市町村では、寄付金や助成金、基金等により時限付きのフリースクール支援制度が見受けられます。認証制度はいつまでの事業ですか？また、認証を一度受けた際の有効期限はありますか？</p>	<p>・信州型フリースクール認証制度は、児童生徒にとって多様な学びの場の確保と保障を目指すものであり、制度の必要性は現在の社会や学校を取り巻く環境等から生じているものです。そのため、現段階で時限的（モデル的）な制度とすることは想定していませんが、取り巻く環境等の変化や国における支援の検討状況なども鑑み、制度の継続を判断していきます。</p> <p>・認証の有効期限は、認証日から3年間であり、更新する場合は有効期限の3か月前までに更新の申請が必要となります。</p>
11 制度の趣旨等	<p>・市町村（学校組合）立の学校においては、市町村（学校組合）立の責任のもとで不登校児童生徒への支援の充実を図るべきで、県がその肩代わりをして支援するのは、どのような意図がありますか？</p>	<p>・義務教育に責任を負う市町村教育委員会が、不登校児童生徒等に対する学校以外の場での学習等への支援を推進する役割を担っており、教育支援センターの運営等に取り組んでいますが、同時に、県並びに県教育委員会においては、市町村間の情報共有や広域的な観点からの支援の推進に取り組む必要があると認識しております。</p> <p>・本県では、居住地の（在籍している学校が所在する）市町村を越えてフリースクールを利用している児童生徒が一定数見受けられ、広域的な観点で支援の必要があると判断されることから、県教育委員会と協働して本制度を推進するものです。</p>
12 制度の趣旨等	<p>・信州型フリースクール認証制度とその財政支援については、どのような規定（要綱等）で構成されますか？</p>	<p>・本制度は主に「認証制度要綱」及び「補助金交付要綱」で構成されます。各々で申請が必要であり、補助金交付を受けるためには認証フリースクールであることが前提となります。</p> <p>・補助金交付に関するQ&Aは別途整理します。</p>
13 制度の趣旨等	<p>・提出する認証申請書は、利用者等一般向けに公開予定ですか？</p>	<p>・申請書そのものは公開対象ではありませんが、認証制度要綱の第8（認証書の交付等）第3項に基づき、認証された場合は、利用者等の利益となり得る一部の申請情報についての公開を想定しています。</p>

項目	質問内容	回答
14 対象範囲	<p>・認証対象となり得る「フリースクール等民間施設」とは、どのような事業者・団体ですか？</p>	<p>・学校外において、不登校等児童生徒等に対して学びや社会的な自立に向けた支援を提供する民間施設をいい、その運営者は法人・個人を問いません。本制度ではこれら施設をまとめて「フリースクール」と整理します。</p> <p>・フリースクールという名称を含む事業のみに限定しませんが、独立した事業会計により会計処理されていること、特定の児童生徒のみを利用対象としていること、平日の日中に開所されている必要があること、在籍校との連携が図られていること等、不登校児童生徒等への支援を主目的とする事業者・団体が対象となります（詳細は認証基準を参照）。</p> <p>・このため、「学習塾や予備校、インターナショナルスクール、放課後等デイサービス」などの趣旨や目的が異なる者は原則対象外となりますが、上記基準を満たす場合は個別にご相談ください。</p>
15 対象範囲	<p>・放課後等デイサービスを運営していますが、事業外の時間帯に不登校児童生徒への居場所等提供を行っています。具体的にはどのような場合に本制度の対象となりますか？</p>	<p>・いずれの団体も全ての認証基準を満たす必要がありますので、確認書等の申請様式により各基準の充足状況を各自ご確認ください。その際、ご不明点がありましたら予めメール等により個別にお問い合わせください。</p>
16 対象範囲	<p>・フリースクールを利用する「不登校児童生徒等」はどこまでが対象ですか？</p>	<p>・病気や経済的な理由による者を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある義務教育段階の児童生徒をいいます。</p> <p>・現在の文部科学省の定義である、在籍校の長期欠席者（年間30日以上欠席者）に必ずしも該当する必要はありません。</p>
17 対象範囲	<p>・「学び」とは、どのような学習範囲を指しますか？</p>	<p>・子どもの社会的自立を目指した、一人一人に応じた学習活動（教科等学習や体験活動）をいい、学習指導要領に関わる項目を含みます。</p> <p>・信州の豊かな環境や地域に根差した学びを実践するため、地域・社会資源（自然・歴史・文化・人材）の活用を推奨します。</p>
18 対象範囲	<p>・地域・社会資源（自然・歴史・文化・人材）の活用とは具体的に何を示しますか？</p>	<p>例えば、野外活動、観察、工作、芸術活動等を含んだ総合的な学びの活動であり、対象を課題とした問題の解決や探究活動を想定します。例示としては、以下のような活動が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の企業と連携した職場見学・体験等を通じた学び ・各分野の講師を招聘した専門的・実践的な学び ・農作物の栽培等を通じた、植物の生育や食文化・土と触れ合う学び ・地域内外における、遺跡等の歴史を学ぶ活動
19 対象範囲	<p>・社会的自立等に向けた相談支援の場とは、どのような場を指しますか？</p>	<p>・悩みを受け止める相談や支援に対応する職員が在所することで、利用する児童生徒が存在感・自己肯定感を認識することができ、精神的に安定できる居場所を指します。</p> <p>・居場所としてフリースペース等の名称を含む事業のみに限定しませんが、心理的安全性の確保や社会的自立・生活自立を促す場が想定されます。</p>

項目	質問内容	回答
20 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・認証申請要件を満たさないこととなる「5年間に、運営者及び学びや居場所の提供者が、福祉や教育関係の法令等に違反して刑事罰や行政処分を受けていないこと」のうち、福祉や教育関係の法令等は何を指しますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、児童福祉法、児童虐待防止法、児童買春・児童ポルノ禁止法、長野県子どもを性被害から守るための条例、教員等による児童生徒性暴力等防止法、学校教育法、社会教育法等（以上、通称含む）を指します。
21 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・認証申請要件を満たさないこととなる「運営者や職員への著しく高額な人件費の支出」とは、どこまでを指しますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬や謝金等が定款（又は団体の給与規定等）で規定している額の限度を超えていないか、実際の勤務実態や業務量、収益状況を勘案して、社会通念上著しく高額でないかという観点で判断します。 ・同種の団体等と比較して高額と見受けられる場合は、別途詳細な説明を求めるほか、公平性の観点から、認証による支援やこれに基づく公金支出が望ましくないと判断し、認証申請を受理しない又は認証しない場合があります。
22 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・認証申請要件を満たさないこととなる「営利が主たる目的である活動」とは、どこまでを指しますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へ的高額な利用料設定など、公共の福祉の観点からかけ離れる著しく営利本位な場合は、認証による支援やこれに基づく公金支出が望ましい活動でないと判断します。一方で、認証申請に係る活動の事業収支は必ずしも赤字である必要はありません（収支が黒字か赤字かは問いません）。
23 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や宗教法人等は認証申請が認められますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の趣旨が学校以外の場への支援であるため、学校教育法（第1条に定める学校のほか、第124条・第134条による専修学校や各種学校を含む）に規定する学校は対象外となります。 ・また、宗教法人については、「教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体」とされていますが、中立性の観点から政治的活動団体と同様に対象外となります。
24 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・公教育者（現役の教員・公務員等）が団体の運営に関わっている場合は、申請が認められますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体の規定の範囲内、又は、当該団体の運営に公務として携わっていない場合であれば、認証対象になり得るものとします。
25 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・親の会は、申請が認められますか？不登校当事者（子）が常時参加していれば認められますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒等の保護者同士の相互交流や情報交換、勉強会等の場（いわゆる親の会）については、常設性の観点からも、活動の主旨からも、申請者の子とともに参加している場合を含めて申請対象外となります。一方で、親の会の活動を否定するものではなく、そうした団体と連携しながら、フリースクールが保護者への相談対応を含めて支援していることは重要と捉えています。
26 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・認証の取消があった場合、認証の再申請までは、実績となる1年間の活動が必要と理解してよいですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績は取消の有無に関わらず判断されますが、認証の取消事由が悪質な場合は、再申請及び再認証が可能かどうか自体について個別に判断することとなります。 ・なお、認証を受けた者（運営者を含めて支援に関わる全職員）が、支援対象者への体罰や虐待、人権侵害行為等に関する特に重大事案に関与した事実により申請要件を満たさないことが判明した場合は、認証懇談会での意見を聴取した上で、認証を取り消す場合があります。また、この場合、取り消しをした日から起算して1年間は再度の認証申請ができないほか、当該期間は活動実績期間に含めないこととします。

項目	質問内容	回答
27 認証申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・認証制度要綱第4(2)の行政処分とはどのような処分を想定していますか？また、性加害等を行った者は過去5年間の処分に関わらず永年要件外となりますか？ ・これらを含めた過去の法令違反等の事実認定はどのように行いますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政処分としては、事業停止等を想定しています。 ・性加害については、同要綱第4(1)の規定により、過去全ての事案が対象となります。 ・違反等の事実については、申請者による当初の申告(誓約)に加え、認証審査時の現地調査や補助金監査等により確認予定です。また、今後は、国が検討を進める日本版DBS(犯罪歴等がない旨の確認制度)の本制度への関連付けなどを見据え、その動向の注視してまいります。
28 認証基準(類型化)	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ「居場所支援型」と「学び支援型」に類型化されているのですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校には初期段階、中間期段階、回復期段階等と段階や場面ごとの対応が必要とされています。 ・このため、心の休養(エネルギーの充填)のための居場所を必要とし、再び学習意欲を引き出す等のための支援を行う土台(基盤)となるような場を「居場所支援型」とし、これに加えて、比較的高い開所頻度により、学習活動等を積極的に支援する場を「学び支援型」と類型化し、各々で認証します。 ・なお、2つの型を同時に認証することは想定していません。
29 認証基準(類型化)	<ul style="list-style-type: none"> ・「居場所支援型」と「学び支援型」の要件の主な違いは何ですか？ 	<p>大まかな相違点については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居場所支援型」は相談支援がなされており、週1回以上の開所が必要(学びの要素が含まれていても、対象となり得る) ・「学び支援型」は相談支援に加え、比較的多くの時間の学びの支援がなされており、週3回以上の開所、教員免許取得者の配置、希望する利用児童生徒等がいる場合の在籍校での出席扱いが必要 <p>※ 詳細の要件は、制度要綱における認証基準を参照ください。</p>
30 認証基準(所在地)	<ul style="list-style-type: none"> ・同系列の団体(代表が同一)が県内に複数の施設を有して活動を行っている場合は、各々の施設で認証が認められますか？ ・県内に支部(店)の施設がある場合(県外本部(社))は、認証が認められますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一団体であっても、対象施設が別々に所在し、各々で事業を実施している場合は、それぞれの施設において認証申請・認証取得は可能ですが、会計(経理)処理は別々で管理されている必要があります。 ・県外に本部(社)がある場合も、県内に支部(店)の施設がある場合は、上記と同じ考え方により認証申請は可能です。
31 認証基準(所在地・業態)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に施設が所在するが、利用者が施設外(自宅等)からWEB等の通信端末により参加するような場合も認証が認められますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅学習支援を専門としている施設は、本制度では認証対象外となります(本制度ではホームスクールやホームエデュケーションは支援対象としていません)。 ・上記以外では、一時的な通信端末の利用を否定しませんが、通所による体験活動等の必要性を踏まえ、在宅学習のみの利用者については、認証基準となる利用児童生徒数の算定からは除外する必要があります。
32 認証基準(利用児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たす児童生徒の「利用」をどう整理して扱えば良いですか？(体験利用者など) 	<p>本制度においては、以下の場合は原則利用者としての実績には含まない整理としますが、個別事情があればご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用登録のみ(通所実績なし)の場合 ・正式に入所していない体験利用の場合 ・1日当たり4時間未満の利用が常態化している場合

項目	質問内容	回答
33 認証基準（利用児童生徒数）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証申請するフリースクールの単位で、利用者が複数人（2人以上）利用していることが要件ですが、年度の途中で在籍校へ復帰したこと等により要件を満たさなくなるような場合は認証申請できませんか（又は認証取消となりますか）？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請日時点で要件を満たしている必要がありますが、申請年度内に2人以上の利用とならない月・日があっても直ちに要件外とはなりません。 ・ ただし、本制度は、一定程度の規模（要件）によって支援に必要な職員を確保し、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールを継続的に支援するものであるため、年度を通して人数要件を全く満たさなくなったような場合は、認証の取消（又は返上）が生じることとなります。
34 認証基準（スタッフの資格等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「不登校への支援について専門的な知識・経験をもっている」とはどういう職員ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の要因や背景によって支援の在り方が変わります。要因や背景を的確に把握し、アセスメントにより導き出された支援計画や支援方針等（それぞれの児童生徒に応じた目標や取組方針）をフリースクール運営者（支援者）・保護者・在籍校との間で共有し、目標や方針に照らして、児童生徒の状況を確認しながら支援が行える職員が求められます。
35 認証基準（スタッフの資格等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員免許の取得とは、具体的にどのような種類まで対象ですか？現在は保有していない場合（過去に失効）でも問題ないですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援する利用者の年代を問わず、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等のいずれの教員免許も対象となります。 ・ 過去に取得したのも対象ですが、教育職員免許法第10条の規定により、教育職員免許状が失効している者、又は同法第11条の規定により、教育職員免許状を取り上げられた者は対象外です。
36 認証基準（スタッフの資格等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員免許の取得を要件としているのはなぜですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用児童生徒の学びの充実に向けた専門的で幅広い学びや個別支援を、現状においてできる限り客観的に担保するためであり、ボランティア職員が教員免許を取得している場合も要件を満たします。 ・ なお、県で今後実施（構築）を予定する研修プログラムの受講を当該要件に置き換えることについて、今後の制度変更の中で検討予定です。
37 認証基準（スタッフの資格等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のスタッフ1名（教員免許取得者）が複数のフリースクール等民間施設に支援者として関わっている場合、それぞれのフリースクール等民間施設でスタッフとして申請してよいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費支援が人件費を含む主旨を踏まえると、望ましくありません。 ・ ただし、特定の児童生徒が複数のフリースクールを利用し、支援にあたって複数の施設間で連携・調整が必要と判断され、特定のスタッフが施設間をまたいで支援する必要が生じている場合、スタッフの経費を按分して算定してください。
38 認証基準（スタッフの資格等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証要件ではないが、認証申請時に報告する必要があるとされる保有資格は、どのようなものですか？ 	<p>参考として、例えば以下のような資格等を保有している場合には申請時に報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床心理士、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、自然体験活動指導者など
39 認証基準（スタッフの資格等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証要件として、スタッフの資格等に「対話を重視した伴走的なものであり、熱意を有していること」とありますが、具体的にどのようなことですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校支援に対する熱意に加え、使命感・誇り、愛情や責任感などをもち、本人と支援者が継続的につながりながら、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する活動を想定します。 ・ また、変化の著しい社会や教育分野で適切に対応するため、常に支援者自身が学び続けて向上心を持つことも求められます。

項目	質問内容	回答
40 認証基準（開所日数）	<ul style="list-style-type: none"> 「週1日以上、平日の日中時間帯に開所していること」については、具体的な指定はありますか？また、当該時間帯に加えて土曜・休日又は夜間に開所している場合は支障がありますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒の受け皿となる必要があるため、少なくとも学校同様の平日の日中時間帯での開所が原則必要です。 規則正しい生活リズムの定着が大切ですが、個々の利用者に沿った柔軟な対応も求められるため、具体の開所時間の指定はしないものの、1日当たり4時間未満（休憩時間は除く）の開所の場合は、本制度の開所日数に加えられません。
41 認証基準（開所日数）	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な週1日の開所ではありませんが、定期的に数日間まとめて開所し、年間総日数では週1日の開所に相当します。週1回開所と考えてもよいでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度では、原則平日日中に週1回以上の定期開所を要件としています。 一方で、一定の期間において週1回以上の開所相当と判断できる場合（総合的に支援内容が認証基準を満たしていると認められ、児童生徒の支援のために柔軟な取り扱いが必要である場合等）は、対応できる可能性がありますので、個別にご相談ください。
42 認証基準（開所日数）	<ul style="list-style-type: none"> 1日当たり4時間以上（休憩時間は除く）の開所の場合に限り、本制度の開所日数に加えるとありますが、利用者の利用時間もこれによりますか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度は、認証を前提としたフリースクール運営費（職員人件費）への支援であることから、一定程度まとまった時間として、職員が対応する「開所時間」が4時間以上という要件を満たすことが必要です。 利用者の「利用（滞在）時間」は必ずしもこれによらず、児童生徒の利用に不便が生じないよう柔軟な対応を否定いたしません。施設全体で開所と利用の時間乖離が長期間続く際は状況を詳しく確認させていただく場合があります。
43 認証基準（活動実績）	<ul style="list-style-type: none"> 「1年間の活動実績」には、現在の前身となる運営団体での活動を含めても良いですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 以前の活動が別事業ではなく、運営方針・支援内容等が大きく変更されていない場合は、期間の実績に含まれることがありますので、個別にご相談ください。
44 認証基準（活動実績）	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業所（福祉法人）で、不登校児童生徒を当年度1年間受け入れてきました。次年度から別事業（別会計処理）で対応しますが、当年度分は実績に含まれるでしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 以前の活動が別事業ではなく、運営方針・支援内容等が大きく変更されていない場合は、期間の実績に含まれることがありますので、個別にご相談ください。
45 認証基準（活動実績）	<ul style="list-style-type: none"> 活動実績となる1年間は、年度の途中で経過した場合には、その時点から認証申請は可能でしょうか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 認証申請日の時点で1年間（開所日、活動開始日のいずれか遅い日から起算）の実績を満たす必要がありますが、申請募集は年間2～3回程度の期間に分ける予定ですので、これに間に合う場合は認証申請可能です。 詳細は手続きフロー（申請の流れ）を参照ください。
46 認証基準（在籍校との連携・協力）	<ul style="list-style-type: none"> 在籍校との「定期的に連絡」とは、どのような頻度ですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> フリースクール利用児童生徒の出欠や、生活・学びの様子等については、月に1回程度の頻度での情報共有を想定していますが、在籍校のほか、利用児童生徒・保護者の意向なども踏まえてご対応ください。

項目	質問内容	回答
47 認証基準（在籍校との連携・協力）	・在籍校との「十分な連携・協力」とはどの程度ですか？	・支援計画（個々の利用児童生徒に応じた目標や取組方針）と目標や方針に照らした状況を定期的（上記の項目参照）に共有することを想定していません。
48 認証基準（在籍校との連携・協力）	・在籍校から当施設での活動報告と評価を求められました。形式や様式はありますか？また、評価はどのように記したらよいのでしょうか？	・まずは、在籍校が求めている理由・目的と内容をご確認いただき、原則は在籍校から求められている形式や様式に応じてください。形式や様式がない場合には、本制度の参考様式を使用してください。 ・評価の仕方については、不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたきVol.2」（長野県・長野県教育委員会、県HP： https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/index.html ）を参考に、子どもの学びの姿や過程を見取り、児童生徒が自らの活動を振り返り、次の活動に向かうことができるための評価を大切にしてください。
49 認証基準（在籍校との連携・協力）	・在籍校との連携・協力について、長野県教育委員会との連携は取れていますか？県教委が本制度を理解し、県内の市町村教委等に周知されているのでしょうか？	・市町村（市町村教委等）には、学校内外の支援機関による相互の連携推進等を図るため、本制度の周知とともに、民間施設とのスムーズな連携に理解・協力をいただくよう、知事部局（県民文化部）と県教委との連名により依頼文を発出（R6.1月）しています。
50 認証基準（支援方針・計画等の策定）	・支援計画等を策定・共有するとありますが、民間施設は少ない人数でやりくりしており、在籍校による積極的な関与が必要と考えます。これら事務の簡略化は可能でしょうか？	・利用児童生徒の支援計画等については、形式や様式がない場合には、本制度の参考様式を適宜使用して策定いただきますが、原則省略はできません。 ・なお、在籍校で策定している支援計画等の共有があり、民間施設の役割や支援内容についての記述がある場合はこれを参考にするなど、支援機関相互の連携により柔軟に対応ください。
51 認証基準（施設等情報の発信）	・どこまでの範囲の情報発信が要件ですか？	・個別の状況にもよりますが、明確かつ積極的な施設等情報の発信がなされていることが要件であり、周辺住民や限られた保護者等へのチラシ配布、自治体の広報紙等のみへの一時的・局所的な周知のみでは要件を満たさないものと整理しています。 ・情報発信に際しては、地方公共団体によるホームページ等への継続的な情報掲載により代えることができますので、必要に応じてご相談ください。
52 認証基準（施設等情報の発信）	・利用者負担の金額を「月額〇〇円」と示しています。年、日、あるいは時間、回数等でも示す必要がありますか？	・情報の発信内容として、年額、月額、日額、回数、時間ごとに利用金額の設定がある場合には、それぞれの金額、教材費等利用者の負担になる内容について、利用者への有益な情報発信の観点から、原則分かり易い方法で示していただくことを想定しています。
53 認証基準（相談等支援）	・保護者の相談支援はどこまでの対応が必要ですか？	・利用に際しての個別相談対応や、支援計画のやり取り以外に、アウトリーチ（家庭への訪問等）支援も想定されますが、本制度は後者を必須とするものではありません。後者のような相談支援を望まれる場合は、利用児童生徒の在籍する市町村や学校への依頼・相談を検討ください。

項目	質問内容	回答
54 認証基準（相談等支援）	<p>・保健・医療・福祉・教育等の支援機関とは、どの程度連携して対応すれば良いですか？</p>	<p>・利用者の在籍校を含めて連携が行われるように、日常的な支援機関間の連携が重要です。そのためには、支援計画（方針）作成・更新（修正）時に、児童生徒一人一人に応じた関係機関の協力部署及び担当者を明確にし、それら機関とも支援計画（方針）を共有するなど、個人情報の扱い（保護者の了解を得る等）には留意しつつ、可能な限りの個別対応をお願いします。</p>
55 その他	<p>・全ての児童が疾患があるわけではありませんが、多くの児童が発達障がいやアタッチメントの偏りがあったりします。そのような背景の中、医療との連携は検討されましたでしょうか？医療専門家の介入や連携に関して、今後検討されることはありますでしょうか？</p>	<p>・県としては、医療機関と各支援機関（者）とが直接連携を図ることが重要と考えます。</p> <p>・なお、本県では、発達障害者支援法に基づく「長野県発達障がい情報・支援センター」（委託先：信州大学医学部附属病院）を令和5年4月に設置（改組）し、医療分野に加えて教育・福祉とも連携を強化しており、本制度においても当該センターとの連携体制をさらに密にしていきたいと思います。</p>
56 その他	<p>・本制度は、県教育委員会、市町村教育委員会、小中学校・高校等とどのような関係性になっていますか？県教育委員会の具体的な関わりと、市町村教育委員会や学校などとの関わりを教えてください。</p> <p>・また、学校関係者や市町村教育委員会の意見などは聞いているのでしょうか？</p>	<p>・各教育委員会、在籍校、フリースクールを中心に、その出席状況や支援方針・計画等に関して共有・調整を図るなど、不登校児童生徒の支援機関（者）相互の連携促進が特に重要と考えます。</p> <p>・制度化に際しては、県教育委員会事務局の関係課とともに検討を進めたところです。また、検討状況については、令和5年度上半期から、市長会・町村会、市町村教委育委員会連絡協議会や小中校長会等で説明の上ご意見いただいたほか、県内のフリースクールや教育支援センター等を訪問する形で意見交換を実施してまいりました。</p>
57 その他	<p>・研修等を実施する際、県内のフリースクールへの情報発信（案内）を県にお願いすることは可能ですか？</p>	<p>・これまでの県による訪問等で連絡先を把握しているフリースクールへのメール等によるご案内に限られますが、内容など個別にご相談ください。</p>